

【資格の取得について】

75歳以上の方および65歳から74歳で一定の障がいのある方が後期高齢者医療制度の対象となります。

● 75歳以上の方（全員）

これから75歳を迎えられる方は、75歳の誕生日から自動的に加入することとなり、後期高齢者医療制度の被保険者になります。（手続きは不要です。）

また、75歳以上の方が、町外から越前町へ住所を移した場合は、転入日から被保険者となります。（ただし、病院および施設等へ住所を移した場合は、住所地の特例に該当となり、前住所地の被保険者のまま変わりません。）

● 65歳から74歳で一定の障がい（※）のある方（任意加入）

該当する方は、現在加入されている健康保険制度と後期高齢者医療制度のどちらかを選択することができます。選択の目安としては、両方の年間保険料（税）を比較し、負担が軽い制度へ加入することが望ましいと思われます。保険料（税）の比較検討を希望の方は、役場健康保険課までお問い合わせください。

（※）一定の障がいのある方とは

- ① 障害年金の1級または2級を受給している方
- ② 身体障害者手帳の1級から3級、または4級をお持ちの一部の方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級をお持ちの方
- ④ 療育手帳のA1またはA2をお持ちの方

【資格の喪失について】

次の①～④に該当となった場合は、資格を喪失しますので、ご印鑑および保険証をご持参のうえ、役場健康保険課または各コミュニティセンター住民サービス室へお越しください。（ただし、③および④の該当者は、確認できる書類等を併せてご持参ください。）

- ① 死亡
- ② 町外への転出
- ③ 障害認定の判断となる手帳等の等級変更（前述の等級以外）
- ④ 生活保護を受給される方